

平成3年4月26日

緊急一時保育を 区立・私立 41 保育園で実施

5月1日から

保護者が病気・出産・家族の看護などで、乳幼児の保育ができないときの緊急一時保育を5月1日から区立保育園32園、私立保育園9園で開始する。

23区では、渋谷区(H.1~)、杉並区(H.2~)で既に実施しているが、私立保育園を含めての実施は豊島区が初めてとなる。

対象となるのは、豊島区に住所を有する健康な生後8週経過児から小学校就学前の幼児。保育期間は1ヵ月以内。保育時間は、午前8時30分から午後5時までだが、特別の事情がある場合は、延長保育も可。費用は、日額1300円(延長料金1時間200円)。

この緊急一時保育の実施により、保護者が病気・出産などで入院する場合や、家族の看護にあたる場合などの大きな不安のひとつが解消されるだろう。

申請に必要な書類は、①児童の健康証明・母子手帳、②保護者の入院、家族の看護の確認ができる健康診断書等、③健康保健証。

申込み・詳細は、豊島区保育課保育第2係 ☎3981-1111 内線2731。

問合せ 豊島区保育課保育第2係